

2022年4月号 (Vol.51)

種類株式の税法上の時価について ～近時の課税処分事案を踏まえて～

I. はじめに	森・濱田松本法律事務所
II. 税法における時価の重要性	弁護士・税理士 栗原 宏幸 TEL. 03 6266 8727 hiroyuki.kurihara@mhm-global.com
III. 税法上の時価の意義	
IV. 種類株式の時価の評価方法	税理士 間所 光洋 TEL. 03 6213 8129 koyo.madokoro@mhm-global.com
V. 終わりに	弁護士 坂東 慶一 TEL. 03 6266 8520 keiichi.bando@mhm-global.com

I. はじめに

日本の株式会社では、会社法上、種類株式（普通株式と内容の異なる株式）を発行することが認められており、発行会社や株主のニーズに応じて柔軟な制度設計が可能となっています。そのような特徴から、種類株式は様々な局面で資金調達等に広く用いられていますが、「種類株式の税法上の時価をどのように算定すべきか」という点については、不明確な点が多いのが現状です。

このような不明確さを原因として、現に、種類株式の時価をめぐる納税者と税務当局との間で個別事案において見解の相違が生じています。

当職らは、種類株式の税法上の時価が争点となった課税処分事案において納税者（株式会社サザビーリーグの創業者及び同社長の資産管理会社）を代理し、2022年1月、国税不服審判所長より、課税処分の全部を取り消す旨の裁決を得ました¹（以下「本件事案」といいます。）。本ニュースレターでは、本件事案における検討等を踏まえ、種類株式の税法上の時価の考え方について、裁判例や通達等の状況を踏まえながら解説・考察いたします。

II. 税法における時価の重要性

税法上、株式の時価は、以下の例のように様々な場面で問題となります。

・ 法人間の譲渡の場面

法人税法上、法人（売主）が株式を時価よりも低額で譲渡した場合、売主である法人は、実際の譲渡対価ではなく時価で譲渡したものとみなされ、時価を対価の

¹ <https://www.mhmjapan.com/ja/news/articles/2022/27.html>

TAX LAW NEWSLETTER

額とみなして譲渡損益を計算しなければならないとされています²。また、低額譲渡により株式を取得した法人（買主）においては、時価と購入対価との差額を受贈益として認識しなければなりません。

- ・ 個人が法人に譲渡する場合
例えば、個人（売主）から法人（買主）に対して株式を時価の2分の1未満の対価で譲渡した場合、売主である個人は、譲渡所得の計算上、当該株式を時価で譲渡したものとみなされます（所得税法 59 条 1 項 2 号）。
- ・ 相続等の場面
相続、遺贈又は贈与により株式を取得した場合、株式の時価により相続税又は贈与税の金額が計算されます（相続税法 22 条）。

このように、各種税法が定める課税関係の判断や税額計算において時価が果たす役割は極めて重要であり、申告納税を適正に行い、課税庁から申告漏れを指摘されないようにするためには、納税者において時価を適正に算定することが必要となります。

Ⅲ. 税法上の時価の意義

1. 法令・裁判例における時価の意義

税法上、時価の意義を定めた規定は存在しません³。

もっとも、裁判例においては、税法上の時価とは、「財産の客観的な交換価値をいうものと解され、それぞれの財産の現況に応じて、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額をいうものと解される」と判示されており⁴、これが税法上の時価の意義として一般的に受け入れられています⁵。

2. 国税庁の通達における時価の定め・その位置付け

上記 1. の時価の意義の説明は一般的・抽象的であり、個別事案においてこれだけを手掛かりに時価を適正に判断することは必ずしも容易ではありません。そこで、国税庁は、税法上の時価の具体的な評価方法を各種の通達において定めています。

² 最高裁平成 7 年 12 月 19 日判決・民集 49 卷 10 号 3121 ページ。同判決は法人税法 22 条 2 項に関するものですが、株式の譲渡損益の計算方法を定めた現在の同法 61 条の 2 第 1 項 1 号の「有価証券の譲渡により通常得べき対価の額」の解釈においても妥当するものと考えられます（平成 30 年度税制改正前の同号の「有価証券の譲渡に係る対価」の解釈に関し、東京地裁平成 27 年 11 月 19 日判決・税務訴訟資料 265 号順号 12756 を参照。）。

³ 税法では、時価を意味する用語として「価額」という用語が用いられています。

⁴ 東京地裁平成 27 年 11 月 19 日判決・税務訴訟資料 265 号順号 12756、その控訴審である東京高裁平成 28 年 4 月 13 日判決・税務訴訟資料 266 号順号 12841 等。

⁵ 時価の意義は各種税法において基本的に一致しているものと考えられますが、本ニュースレターでは法人税法上の時価を念頭において解説・検討しています。

TAX LAW NEWSLETTER

例えば、本ニュースレターの主題である株式に関しては、取引相場のない株式（以下「非上場株式」といいます。）の場合、財産評価基本通達 178 から 189-7 が相続税・贈与税を念頭に評価方法を定めています。他方で、法人税法上の非上場株式の時価に関しては、法人税基本通達 4-1-5 や同 9-1-13 が原則的な取扱いを定めていますが、実際の評価実務においては、具体的な評価方法を定めた法人税基本通達 4-1-6 や同 9-1-14 に依拠することが多く、これらの通達は、課税上の弊害がない限り、一定の条件のもとで前述の財産評価基本通達 178 から 189-7 によって算定した価額によることを認めています。

税務調査では原則としてこれらの通達により時価が判断されることから、納税者が申告をする際にも、これらの通達を参照して時価を計算することが多いのが実情といえます。しかし、これらの通達も、全ての場合について適切（適法）な結論を導くことができるものではありません。通達はあくまで行政庁内部の取決めであって、法的に納税者や裁判所を当然に拘束するものではありません。通達は、法令の規定に適合する場合に限って適法であり、法令の規定に適合していない場合には通達を適用すること自体が違法となります。このことは、所得税法上の時価の算定にあたり、同法の譲渡所得課税の趣旨に沿わない所得税基本通達の適用が違法と判断された近時の最高裁判決⁶の宮崎裕子裁判官補足意見において改めて確認されています。

IV. 種類株式の時価の評価方法

1. 種類株式に関する通達その他の国税庁の見解

上記Ⅲ.2.で言及した各種通達は、評価対象資産について「株式」と規定しており、種類株式も株式であることからすれば、形式的には、これらの通達は種類株式に適用し得るものと考えられます。もっとも、国税庁は、少なくとも平成 15 年（2003 年）頃には財産評価基本通達は種類株式には適用されないとの立場をとっていたようです⁷。その後、国税庁は平成 18 年（2006 年）頃までにその立場を変更し、原則として種類株式にも財産評価基本通達を適用することとしていたようですが⁸、現在の立場は公刊物等からは明らかではありません。

このようなルールの不透明性に対し、実務界からは、種類株式の活用に支障が生じているとして、明確化を求める意見がありました⁹。

⁶ 最高裁令和 2 年 3 月 24 日判決・最高裁判所裁判集民事 263 号 63 ページ。

⁷ 『「財産評価基本通達の一部改正について」通達等のあらましについて（情報）」（平成 15 年 7 月 4 日、国税庁）において、「取引相場のない株式の価額は、原則的評価方式である類似業種比準方式、純資産価額方式等又は特例的評価方式である配当還元方式により評価しているが、評価対象としている株式は、議決権制限株式等の種類株式ではなく、普通株式である」とされていました。

⁸ 事業承継関連会社法制等検討委員会「中間報告」（平成 18 年 6 月、事業承継協議会）28 ページ脚注 10 においては、国税庁資産評価企画官室による説明として、「現行の課税実務上は、種類株式であっても、まず現行財産評価基本通達上の『株式』の規定の適用を行い、その適用結果が妥当でないと同通達第 5 項又は第 6 項に基づき判断した場合に個別評価を行う」と紹介されています。

⁹ 例えば、東京商工会議所「平成 19 年度税制改正に関する要望」（平成 18 年 9 月 14 日、常議員会決議）。

TAX LAW NEWSLETTER

そのような状況を踏まえ、国税庁は、通達そのものではありませんが、以下の3種類の種類株式について、「種類株式の評価について（情報）」（平成19年3月9日、国税庁）を公表しました¹⁰。

- | |
|---------------|
| ① 配当優先の無議決権株式 |
| ② 社債類似株式 |
| ③ 拒否権付株式 |

しかし、上記の公表内容は、中小企業の事業承継の観点から重要性が高いと位置づけられていた上記①～③の種類株式に限定して国税庁としての評価方法を明確化したものであって、それら以外の種類の種類株式の評価方法について述べたものではないため、上記①～③以外の種類株式については、依然として不透明な状況が続いているといえます¹¹。

2. 種類株式に通達が定める評価方法をそのまま用いることの問題点

また、仮に便宜上、種類株式について各種通達を参照して評価するとしても、通達をそのまま適用すると経済的に不合理な結論となる場合があります。例えば、財産評価基本通達は、配当還元方式の場合、「資本金等の額」（発行会社全体の資本の額）を用いて1株当たりの配当金額を計算し、これを資本還元率（割引率に相当するもので、10%）で除して評価額を計算することとしています。この通達をそのまま種類株式に適用すると、配当還元方式を用いる場合は、どのような内容の種類株式であっても、普通株式や他の種類株式をあわせた発行会社全体の資本の額を用いて評価すべきこととなります。しかし、経済条件の違いにより普通株式と同一の経済的価値を有する有価証券とくいえないような種類株式についてまで、発行会社全体の資本の額を用いること（つまり種類ごとの違いを捨象して同一の有価証券として評価すること）には必ずしも合理性があるとはいえません。そのような場合には、むしろ、資本金等の額の種類株式ごとの内訳である「種類資本金額」を用いて評価の方が適切ではないかと考えられます。

3. 種類株式の評価に関する公開試案等

これまで、様々な団体や研究者から、幅広い種類の種類株式の評価を検討した試案等が公表されてきました。以下はそれらの一例です。

¹⁰ <https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/hyoka/070309/01.htm>

¹¹ 上記の公表内容とは別に、国税庁は、非上場株式に関して以下の2件の質疑応答事例を公表していますが、これらは個別の事案に対する考え方を示すものであり、一般的に応用可能な考え方を提示しているものではありません。

- <https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/hyoka/17/01.htm>
- <https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/hyoka/17/02.htm>

TAX LAW NEWSLETTER

- ・ 企業会計基準委員会・実務対応報告第 10 号「種類株式の貸借対照表価額に関する実務上の取扱い」（平成 15 年 3 月 13 日）¹²
- ・ 事業承継関連会社法制等検討委員会「中間報告」（平成 18 年 6 月、事業承継協議会）¹³
- ・ 日本公認会計士協会「種類株式の時価評価に関する検討」（平成 19 年 10 月 22 日、租税調査会研究資料第 1 号）¹⁴
- ・ 日本公認会計士協会「種類株式の評価事例」（平成 25 年 11 月 6 日、経営研究調査会研究報告第 53 号）¹⁵
- ・ 渋谷雅弘「種類株式の評価」金子宏編著『租税法の基本問題』（有斐閣、2007 年）674 ページ

これらの試案等では、おおむね、種類株式の内容（配当や残余財産の分配の定め、取得条項、取得請求権、議決権の制限等）に応じて時価を算定するという方向性が示されています。これらは必ずしも税務の文脈で論じられたものばかりではありませんが、種類株式に関する個別評価の方法を検討するにあたって参考になるものと思われる。

4. 種類株式の時価の評価方法に関する考察

以上のとおり、種類株式については、各種通達が定める評価方法を用いることは必ずしも適当ではなく、税法上の時価の意義（上記Ⅲ.1.）に照らして種類株式の時価を検討しなければならない場合が多いといえます¹⁶。その際には、次の点に特に留意する必要があると考えられます。

すなわち、税法上の時価の意義（上記Ⅲ.1.）にて明確に述べられているとおり、時価は「財産の現況」に応じて評価すべきであるため、個々の種類株式の権利内容を踏まえる必要があります。

例えば、金銭対価の取得条項付種類株式の場合、「財産の現況」である当該取得条項を前提に、「不特定多数の当事者間で自由な取引が行われた場合に通常成立すると認められる価額」がいくらであるかを検討する必要があります。この点、当該種類株式を既存株主から購入しようとする第三者は、購入後に当該取得条項が発動され当該種類株式が発行会社に取得（強制的に譲渡）される可能性を考慮して購入価格を検討すると考えられます。そのため、購入後直ちに取得条項が発動される可能性があるような場合には、通常、当該取得条項における金銭対価（いわゆる償還価額）を超える

¹² https://www.asb.or.jp/jp/accounting_standards/practical_solution/y2003/2003-0313.html

¹³ http://www.yagasaki.co.jp/pdf/zdb_pdf_39.pdf

¹⁴ https://jicpa.or.jp/specialized_field/post_941.html

¹⁵ https://jicpa.or.jp/specialized_field/53_1.html

¹⁶ 種類株式を発行している会社の普通株式について、当該会社の株式価値全体から種類株式にかかる株式価値を控除することで普通株式の時価を算定するアプローチをとる場合には、種類株式の時価を適正に算定しなければ、普通株式の時価も適正に算定できないことになるため、この意味においても種類株式の時価評価は重要といえます。

TAX LAW NEWSLETTER

金額で売買が成立するとは考えられません。したがって、そのような場合の金銭対価の取得条項付種類株式の時価は、償還価額を上回ることはないと考えられます¹⁷。

なお、これまでの裁判例では、株式の時価の算定にあたり、特定の当事者間の契約上の取り決めは考慮されない傾向にあり¹⁸、また、平成 17 年改正前の商法における減資時の払戻限度額の規制は株式の時価には影響を与えないと判断されています¹⁹。しかし、これらの場合と異なり、種類株式の権利内容は、当該種類株式の構成要素そのもの（すなわち「財産の現況」）であり、前述のとおりいかなる第三者との取引においても考慮されるべき要素であるといえます。したがって、その存在を無視して普通株式と同様の評価をすることは許されないといえます²⁰。

V. 終わりに

実務において様々な種類株式が存在することを踏まえると、あらゆる種類株式について通用する評価方法を示すことは極めて困難であり、また適当でもないため、仮に種類株式の評価方法について定める通達等が今後制定された場合であっても、やはり税法上の時価の意義（上記Ⅲ.1.）に照らした個別判断が必要になると考えられます。

したがって、種類株式の時価が問題となり得る取引を行う場合や、税務調査において種類株式の時価が問題となった場合には、当該種類株式の権利内容を踏まえた検討を行うことが必要不可欠であり、通達を（形式的に）適用すべきであるとか、普通株式と同様に評価すべきであるといった課税庁の主張に対しては、税法上の時価の意義を踏まえた納税者としての見解をしっかりと主張する必要があるといえます。

¹⁷ 渋谷雅弘教授は、「取得条項付種類株式においては、取得請求権の逆であり、株式の対価の額が、評価額の上限となると考えられる。一定の価格で買い取られてしまう財産が、独立当事者間の自由な取引においてそれを上回る価額で売買されることはありえないからである。」と述べておられます（渋谷雅弘「種類株式の評価」金子宏編著『租税法の基本問題』（有斐閣、2007年）689ページ）。また、上記3.で紹介した一部の試案においても、金銭対価の取得条項付種類株式に関しては、社債（あるいは金銭債権）との類似性が指摘され、大要、当該種類株式の時価は取得条項が行使された場合の取得対価に近似した価額になると述べられています（日本公認会計士協会「種類株式の時価評価に関する検討」（平成19年10月22日、租税調査会研究資料第1号）13ページ・注7、日本公認会計士協会「種類株式の評価事例」（平成25年11月6日、経営研究調査会研究報告第53号）23ページ）。

¹⁸ 平川雄士「事前の売買価格の合意と法人所得課税 - 『実務定説』の法的検証」金子宏＝中里実編『租税法と民法』（有斐閣、2015年）350ページ。

¹⁹ 東京高裁平成26年6月12日判決・訟務月報61巻2号394ページ。

²⁰ 本件事案の判決においては、問題となっている種類株式が普通株式であると仮定した場合の評価額と、納税者・原処分者が主張するそれぞれの価額を比較するという手法が採用されましたが、普通株式と経済条件が大きく異なる種類株式についてまで、そのような比較を法的判断の第一次的な理由とすることができるか疑問があり、この点は税法界で今後議論されるべきではないかと思われます。

TAX LAW NEWSLETTER

文献情報

- 論文 「有償で付与される譲渡予約権およびストック・オプションの法務・税務上の留意点 ―株式報酬等に代わる新たな仕組み・令和元年会社法改正も踏まえて―」
- 掲載誌 旬刊商事法務 No.2288
- 著者 大石 篤史、石橋 誠之、高橋 悠、間所 光洋

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhm-global.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com